

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	A重油単価契約
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 佐賀県武雄市武雄町大字昭和7 4 5
契 約 締 結 日	平成26年 6月 5日
契約の相手方の氏名及び住所	佐賀県石油協同組合 佐賀市川原町8-27
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥5,093,280-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥5,147,280-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 A重油単価契約
2. 履 行 場 所 牛津江排水機場外
3. 契約の相手方
名 称 佐賀県石油協同組合
住 所 佐賀県佐賀市川原町 8 - 2 7
電 話 0 9 5 2 - 2 2 - 7 3 3 7
4. 随意契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 5 項及び予決令第 9 9 条第 1 8 号
並びに同令第 1 0 2 条の 4 第 7 号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - (1) 当該業務の目的 本契約は、武雄河川事務所が管理する排水機場へ給油を行うことを目的とするものである。
 - (2) 当該業務の内容 本契約は、武雄河川事務所が管理する排水機場等（1 4 施設）の燃料タンクへA重油（1 種 1 号）外 1 点の給油を行うものである。
 - (3) 随意契約に付する理由
洪水等の災害対応において、国民の生命、財産を守るためには排水機場ポンプの稼働は欠かすことのできないものである。このため、重油燃料の補給を的確かつ円滑に行い、常時災害に備える必要がある。
武雄河川事務所において使用するA重油（1 種 1 号）外 1 点の単価契約については、平成 2 6 年 5 月 8 日入札公告において一般競争を行ったが、競争参加業者がなかったものである。
このため「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の定めるところにより、契約相手方としての履行能力を備え、なおかつ同種業務の実績がある上記組合と会計法第 2 9 条の 3 第 5 項及び予決令第 9 9 条の第 1 8 号並びに同令第 1 0 2 条の 4 第 7 号により随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）

武雄河川事務所 経理課長